

○豊山町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱

平成28年3月28日

告示第12号

改正 令和元年5月23日告示第43号

令和3年3月17日告示第13号

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者、障害者等災害時の避難弱者への耐震性の高いスペースを確保するため、木造住宅に耐震シェルターを整備する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付については、豊山町補助金等交付規則（平成23年豊山町規則第10号）の定めによるほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅で、持家・貸家の別を問わない。以下同じ。）で階数が2階建て以下のものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 町が実施する無料耐震診断（愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断に限る。）

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した住宅耐震（現地）診断

(3) 判定値 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第2条第3号に規定する改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(4) 耐震シェルター 住宅内に整備する装置であって、地震時に住宅倒壊から人命を守ることを目的とし、住宅内の一部に耐震性の高い空間を確保するもので、愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金交付要綱に定める耐震シェルター又は町長が認め

るものをいう。

(5) 補助対象経費 耐震シェルターの購入、床の補強工事、運搬及び整備に要する費用をいう。

(6) 高齢者 申請する年の年度末時点で65歳以上の者をいう。

(7) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

ウ 愛知県知事の発行する療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 旧基準木造住宅で、かつ、障害者又は高齢者が居住する世帯であること。

(2) 前条第2号アにおいて判定値が0.4以下又は同号イにおいて得点が40点以下と診断されていること。

(3) この告示による補助金の交付を受けて、耐震シェルターの整備がされていないこと。

(4) 過去に豊山町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成20年豊山町告示第32号）又は豊山町民間木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱（平成28年豊山町告示第11号）の補助金その他これらに準ずるものの交付を受けたことのある住宅でないこと。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

(1) 旧基準木造住宅を所有する者（現にその対象住宅に居住する者で、所有者の同意が得られる者を含む。）

(2) 固定資産税及び都市計画税を滞納していない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(補助の制限)

第5条 補助の対象となる耐震シェルターの台数は、対象住宅1戸当たり1基とする。

(補助金の額)

第6条 1基当たりの補助金額は、別表のとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請及び決定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象経費に係る契約を締結する前に、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 固定資産課税台帳登録証明書(町が実施する無料耐震診断の結果報告書を添付した場合を除く。)
- (2) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し(第2条によるものに限る。)
- (3) 住民票の写し又は身体障害者手帳等の写しなど第3条第1号の要件が確認できる書類
- (4) 案内図及び平面図(整備予定場所を明記したもの)
- (5) 整備予定場所の写真
- (6) 申請者と対象住宅の所有者が異なる場合、民間木造住宅耐震シェルター整備施工同意書(様式第2号)
- (7) 耐震シェルター整備に要する費用の見積書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付決定を受けた後に次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金変更承認申請書(様式第4号)に変更内容が分かる書類

を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の額の変更が生じる整備内容の変更
- (2) 申請者の変更

2 町長は、前項の申請書を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金変更承認通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助対象者は、補助金の交付決定を受けた後に耐震シェルターの整備の中止又は廃止をしようとする場合は、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助事業廃止（中止）届（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第10条 補助対象者は、耐震シェルターの整備が完了したときは、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助事業完了実績報告書（様式第7号。以下「完了実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震シェルターの整備に係る契約書の写し
- (2) 耐震シェルター整備に要する費用の請求書又は領収書の写し（施工業者が発行したものに限る。）
- (3) 耐震シェルターの整備前、整備中及び整備完了後の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の完了実績報告書及び添付書類は、当該整備の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月10日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定により完了実績報告書を受理した場合において、完了実績報告書等の書類を審査の上、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金確定通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 補助対象者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に民間木造住宅耐

震シェルター整備費補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による補助金交付請求書に基づき、補助対象者に補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し等）

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- （1） 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの告示に違反したとき。
- （3） 第10条に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、町長が不適切と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、その理由を付して民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

3 第1項の返還命令は、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金返還命令通知書（様式第11号）により行うものとする。

（遅延利息）

第14条 前条第3項の規定による補助金の返還の通知を受けた者は、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。ただし、町長は、やむを得ない事情があると認めたときは遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（書類の保管）

第15条 補助対象者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（委任）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和元年5月23日告示第43号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月17日告示第13号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、各告示の様式中「（（印））」を削る改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の各告示の規定に基づいて作成されている用紙は、この告示による改正後の各告示の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

別表（第6条関係）

整備装置	補助限度額
耐震シェルター	30万円（補助対象経費が30万円を下回る場合は、当該経費の額とする。）

様式第1号（第7条関係）

民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付申請書

年 月 日

豊山町長

住所
申請者
氏名

豊山町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

《建築物等の概要》

- 1 補助申請額 円
- 2 事業の名称 邸 耐震シェルター整備費補助事業
- 3 地名地番
- 4 建設時期 明治・大正・昭和 年 月
- 5 判定値
1階 X方向 Y方向
2階 X方向 Y方向
実施事業名等（該当するものを○で囲む。）
ア 豊山町民間木造住宅耐震診断事業（.....年度実施）
イ （一財）愛知県建築住宅センターが行う木造住宅耐震診断（.....年度実施）
診断者 氏名
資格 愛知県木造住宅耐震診断員 第.....号
（1級・2級・木造）建築士（.....）登録 第.....号
- 6 整備事業者 住所
会社名
電話番号
- 7 整備予定期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 8 補助対象経費 円

様式第2号（第7条関係）

民間木造住宅耐震シェルター整備施工同意書

年 月 日

豊山町長

住所

申請者

氏名

住所

権利者

氏名

私は、豊山町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付申請に当たり、以下の住宅を申請者が整備することに同意します。

住宅の所在地

様式第3号（第7条関係）

民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

豊山町長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、次のとおり交付することに決定したので、豊山町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 事業の名称 邸 耐震シェルター整備費補助事業
- 2 補助金の額 金 円
- 3 交付の条件

様式第4号（第8条関係）

民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金変更承認申請書

年 月 日

豊山町長

住所
申請者
氏名

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった民間木造住宅耐震シェルター整備費補助事業について計画を変更したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の名称 邸 耐震シェルター整備費補助事業
- 2 変更後の補助金申請額 金 円
- 3 変更の理由
- 4 変更の内容

様式第5号（第8条関係）

民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

豊山町長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金について、次のとおり変更したので、豊山町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 事業の名称 邸 耐震シェルター整備費補助事業
- 2 変更後の補助金の額 金..... 円
- 3 計画変更の内容
- 4 その他

様式第6号（第9条関係）

民間木造住宅耐震シェルター整備費補助事業廃止（中止）届

年 月 日

豊山町長

住 所

申請者

氏 名

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった民間木造住宅耐震シェルター整備費補助事業について、計画を廃止（中止）したいので次のとおり届出します。

記

1 事業の名称 邸 耐震シェルター整備費補助事業

2 廃止（中止）の理由

様式第7号（第10条関係）

民間木造住宅耐震シェルター整備費補助事業完了実績報告書

年 月 日

豊山町長

住所

申請者

氏名

年 月 日付け 第 号により交付決定通知を受けた民間木造住宅耐震シェルター整備費補助事業が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の名称 邸 耐震シェルター整備費補助事業
- 2 完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 契約書の写し
 - (2) 請求書又は領収書の写し（領収書については、補助金交付後でも可）
 - (3) 写真（整備中の内容で施工箇所ごとに施工前、施工中及び完了時が確認できるもの）
 - (4) その他町長が必要と認める書類

耐震シェルター整備費補助事業完了の確認

上記の民間木造住宅耐震シェルター整備費補助事業は、補助金交付申請に基づき適正に工事が施工されていることを確認した。

年 月 日

完了確認者氏名

建築士資格（1級・2級・木造）建築士

（ ）登録 第 号

様式第8号（第11条関係）

民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金確定通知書

年 月 日

様

豊山町長

印

年 月 日付けで実績報告のあった民間木造住宅耐震シェルター整備費補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、豊山町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 事業の名称 邸 耐震シェルター整備費補助事業
- 2 補助金の額 金 円

様式第9号（第12条関係）

民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付請求書

年 月 日

豊山町長

住所
申請者
氏名

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた補助金について、
次のとおり請求します。

記

1 事業の名称 邸 耐震シェルター整備費補助事業

2 支払請求額

金 額	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---

3 振込先

振込先金融機関	金融機関名	銀行 本店 金庫 支店 農協 支所
	預金の種類	普通・当座（該当を○で囲む）
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

様式第10号（第13条関係）

民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

豊山町長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金は、下記の理由により取消をしたので、豊山町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定の取消理由

様式第11号（第13条関係）

民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金返還命令通知書

第 号
年 月 日

様

豊山町長 印

年 月 日付け 第 号で取り消した交付決定に係る補助金について、下記のとおり豊山町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱第13条第3項の規定により返還を命ずる。

記

- 1 返還命令額
- 2 返還期限

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第9条関係)

様式第7号 (第10条関係)

様式第8号 (第11条関係)

様式第9号 (第12条関係)

様式第10号 (第13条関係)

様式第11号 (第13条関係)